

環境アーカイブズ・プロジェクトの立ち上げと展望

金 慶南 (環境アーカイブズ・プロジェクト・マネージャー/准教授)



環境アーカイブズ・プロジェクトとは

「環境アーカイブズ・プロジェクト」は、サス研の基幹事業の一つとして2010年4月より法政大学多摩キャンパスで、本格的に始動しました。本プロジェクトは、国内外の環境問題、環境政策、環境運動の資料を幅広く収集・整理し、社会的公開をすることで、研究・教育に広く資することを目指しています。

環境分野の多くの資料は、個人の研究者・環境運動の参加者、あるいは住民運動団体などに所蔵されています。それらは環境問題に関わる歴史的経験の記録として貴重であり、その保存は積極的な社会的意義があります。しかしながら今日、研究者や活動者の引退、住民運動団体などの解散に伴い、そのような貴重な環境問題・政策・運動に関する資料が処分、あるいは散逸する恐れが生じています。特に日本では、アーカイブズ学が欧米や韓国に比べて遅れており、その構築が急務です。

当プロジェクトでは、そのような散逸の危機にある資料を収集し、これらを整理・分類・評価、および保存・デジタル化を通じて「環境アーカイブズ」の構築を進め、ひいては環境問題の共有と解明を目指します。またこれらの資料は、ただ整理・分類されるだけでなく、学術研究や社会的公開を通じてこそ、アーカイブズを構築する意義が、はじめて発揮されます。現在、受贈された資料の一部は、2011年5月の一般公開に向けて準備中です。

プロジェクトの推進体制

本プロジェクトは、本学大原社会問題研究所と連携をとりながら、鈴木玲教授(大原社会問題研究所)をプロジェクトリーダーとし、小林直毅教授(社会学部)、堀川三郎教授(社会学部)、榎一江准教授(大原社会問題研究所)、

眞田康弘(サス研PD)、朝井志歩、西田善行(サス研RD)、森久聡、大平佳男(サス研RA)、連携作業員5名、および金慶南といった多彩なメンバーで進めております。

現在収集された資料について

2010年11月末現在、「薬害スモン」、「サリドマイド事件」、「徳山ダム建設反対運動」、「自然の権利運動」、「国連人間環境会議に関する外務省文書などの資料」、「たんぼぼ舎の反原発運動の映像資料」などが収集されています。また各地に分散している「薬害スモン」の追加資料、「たんぼぼ舎の反原発運動」の文書、「名古屋新幹線問題」、「ハンセン病」などの資料について、寄贈の打診を受けております。

これらの資料は、下記の一連のプロセスで①収集・聞き取り、②整理・分類・評価、③電子化・保存、④閲覧・公開準備、を進めております。興味のある方は、一度見学にいらしてください。

● 資料寄贈のお願い ●

現在、破棄や散逸の危機にある公害問題、環境問題に関わる資料について、幅広く収集したいと考えております。皆さまのお知り合いの方で、本プロジェクトに資料類を寄贈・寄託して頂ける方を御紹介頂けますと幸いです。

〒194-0298 東京都町田市相原町4342
法政大学サステナビリティ研究教育機構
「環境アーカイブズ・プロジェクト」
プロジェクト・マネージャー 金慶南(准教授)
TEL: 042-783-2343 / FAX: 042-783-2345
E-mail: kim2343@hosei.ac.jp

1

資料収集・聞き取り



スタッフが全国に出張し、個人や運動団体が保有する資料を収集します。資料の調査、交渉、および聞き取りも実施します。

2

整理・分類・評価



資料情報(資料名、作成年、作成者、背景ほか)を記載します。学術的動向や個人情報情報を鑑み、資料的価値や公開方法を評価します。

3

電子化(デジタル化)



書類はスキャナで、映像はパソコンで電子化をします。電子化は複製を兼ね、閲覧時の劣化を防ぎ、検索やネットでの公開を可能にします。

4

閲覧・公開準備



原資料は、温湿度や酸化による劣化に注意しながら保存します。また資料公開に向けて、書庫や閲覧スペースの準備を現在しています。

環境アーカイブズ 『閲覧スペース』

多摩キャンパス
総合棟5階に
2011年5月
開設予定!

社会的要請に基づいた公開方法を模索するのもアーカイブズ学の研究の要件であり、その推進には歴史的視点と先見性が求められます。

・環境アーカイブズ資料提供者の方々からのメッセージ・

貴重な資料類を寄贈してくださった方々、資料類の寄贈者を紹介してくださった全ての皆さまに、心より御礼を申し上げます。

①「徳山ダム建設反対資料について」 近藤ゆり子 (「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長) k-yuriko@octn.jp

サス研に「徳山ダム裁判資料」の寄贈を申し出たところ、快諾して頂きとても感謝しています。徳山ダムは揖斐川最上流部にあり、総貯水量6億6000万トン誇る日本一の巨大ダムです。1995年末、徳山ダムの「建設見直し」をすると称した「徳山ダム建設事業審議委員会」が建設省によって設置されました。これが建設反対の大きな世論を押し切り、同年夏に本格運用された長良川河口堰建設への旧建設省からの反応でした。長良川河口堰と徳山ダムは、ともに「木曾川水系水資源開発基本計画」に位置づけられる一連の施設で、さらに徳山ダムの水を長良川と木曾川に流す「木曾川水系連絡導水路事業」も計画されています(これらは「環境大破壊&公金無駄遣いのダンゴ三兄弟」と言っても過言ではありません)。

揖斐川流域の大垣市に住む私たちは、「見直しではなく、「中止を求める」声を上げねばならない。徳山ダム反対の声が皆無だったと歴史に書かれては堪らない」と「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げました。

1999年3月、私たち二つの裁判を提訴しました。一つは事業認定取消訴訟(被告・国)後に収用裁決取消訴訟を追加提訴するもので、土地収用法(強制収用)が争点でした。また公金支出差止訴訟(被告・岐阜県)は、岐阜県が地方財政法第6条に反して徳山ダム工業用水道負担金を支払っている点が争点でした。残念ながら日本の裁判所は、例外的ケースを除き、行政を勝たせませんが、裁判は決して無駄ではありません。私は徳山ダム裁判に原告として関わる一方、社会運動として行政とさまざまなやりとりをしながら、徳山ダム裁判もそれに先立つ(弁護団・原告に共通性がある

長良川河口堰裁判もまた、日本の河川政策に大きな影響を与えたと確信しています。

1959年に長良川河口堰構想が浮上したとき、高度成長に沸く世論は「夢の構想」と喜び、川漁師の反対を押し潰しました。自給自足の山奥であった徳山村にも「金」がモノを言う時代が到来し、徳山村の人々は故郷の水に沈めるつらさを感じつつも、「ダム反対」の声を上げられませんでした。今から思えば、どちらも哀しいことです。

運用から満15年を迎えた長良川河口堰のゲート開放を求める声が、今、流域から澎湃と上がり、ゲート開放の曙光が見えてきました。長良川河口堰の常時開放が決まる日、「木曾川水系水資源開発基本計画／長良川河口堰・徳山ダム・木曾川水系連絡導水路」を巡る半世紀以上にわたる壮大な「物語」が大団円を迎えます。全国の川の再生として、歴史的な一歩が刻まれるでしょう。「徳山ダム裁判資料」は、その大きな物語のほんの一角を占めるにすぎません。しかし膨大な時間を費やして国に論争を挑んだ裁判の記録は、この壮大な物語を検証する重要な一次資料(史料)となるでしょう。この記録を残せることを幸甚に思います。



左より順に、鈴木玲教授、近藤ゆり子さん、金慶南。法政大学多摩キャンパスにて(2010.10.7)

②「自然の権利資料の寄託」 佐久間淳子 (「自然の権利」基金理事) MGH00047@nifty.ne.jp

1995年に、野生生物の種名を原告欄に加えた訴状が、鹿児島地方裁判所に提出された。ゴルフ場開発を止めたい市民が、鹿児島県に林地開発許可の取消を求めて提訴した「奄美自然の権利訴訟」である。このあと相次いで生物名や地形、史跡を原告欄に加えた訴状が提訴された。いずれも開発阻止を目指す市民による訴えだが、原告に野生生物名を加える手法が、あたかも特定の野生生物の保護のみを目指しているような誤解を与えがちであり、語感が主に飼育動物を対象とした「動物の権利」(個体の福祉を目指している)に似ているための誤解に基づく批判も当初多かった。そのため、各原告や弁護団がなにを目指しているのか、その背景にある自然のとらえ方、生態系保護の考え方などを一覧できる資料が必要となった。今回寄託した資料は、『報告 日本における「自然の権利」運動』(山洋社1998)、『報告 日本における「自然の権利」運動 第2集』(山洋社

2003)を編纂するために、原告や弁護士に提供していただいたものである。

現在の日本の法制度においては、自分の心身や財産に被害を被る者でない限り、原告の資格が認められず提訴は却下される。これは、たとえばアメリカでは市民だれでも原告になれる事を保証する「市民訴訟条項」が加えられているのとは対照的である。これらの裁判であって野生生物名が加えられたのは、世間の注目を集めるための奇策でもあり、法制度の不備を訴える意味もあり、さらには、自然は誰のものなのか、土地所有者の意向だけで自然を改変していいのかという問題提起も含んでいる。ただしその考え方は原告も弁護士もさまざまな方向性の広がりを持っている。裁判そのものは順次判決が確定し、裁判だけで開発が止められた事例はほとんどないが、自然保護の考え方を議論、発展させるためには、これら一連の資料の検証が大いに役立つと期待している。

③「サリドマイド事件の資料」 川俣修壽 (ジャーナリスト) kawamata@s06.itscom.net

当事件の資料は、①裁判、②運動、③医学薬学(裁判で議論されなかった分)、④法律学関係、⑤旧厚生省文書、⑥国会審議、⑦各種調査報告、⑧その他、のカテゴリでなる。裁判関係は『サリドマイド裁判(全4巻)』に収載されているが、名古屋、京都地裁分は一部が、東京地裁を除くその他の地裁係属部分は掲載されていない。なお証言速記録と証言調書は同じではない場合がある。旧西ドイツの刑事事件関係は、原文の一部と翻訳文を収集した。運動関係は、兵庫県サリドマイド被害児を守る会分は、かなり残っているが、京都と東京関係は機関誌『くすり地獄』、『月刊サリドマイド』『同子ども版』以外は十分とは言えない。原告団、弁護団関係文書は、概ね収集したが、原告団会議等で配布されたプリント類は一部が行方不明である。医学薬学関係は、初期の論文と症例報告(データベースに未収録)を中心に収集した。旧厚生省文書は、走り書きのメモ類が貴重で、各種調査報告は1975年までは全て収集済である。国会審議も現在ではホームページで検索可能である。その他は、一般雑誌で当事件の社会の受け止め方がわかる、運動に使ったバッチ、ポスター、原未25

g(ちなみにこれだけで危険期に投与すれば約千人に被害が出る)、『大日本製薬株式会社80年史』(それなりに本音を書いている)等がある。新聞の切り抜き集は、データベース化が進んだ今では価値が減ったが、途方もない労力を使っ



原告のCランクのみに200万円上積みする証拠文書2点のうちの「名倉日記」(74年6月9日の記述部分)

て探し出した。原告団会議を録音したテープは、全て原本である。和解交渉のテープはコピーだがこれらは、事件解明に非常に役立った。

最後に一言。気になっていた薬害モモン訴訟の古賀照雄(判決派)関係の資料が、和解派の資料と併せて法政大学に集まったのは、金慶南さんのご努力の賜物で心から敬意を表したい。天国の古賀さんもホッとしていると思うし、私も肩の荷が一つ降りた。